

2字削除、2字加入

審査請求書（下水道使用料督促状14）

平成29年3月29日(水)

青森市長 小野寺 晃彦 様

審査請求人 三国谷清



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 67歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成28年12月28日付下水道使用料督促状(平成28年11月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成28年4月30日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

(1)平成27年2月17日開催民生環境常任委員協議会において小松文雄環境部次長(現環境部理事)(以下「小松次長」という。)は「下水道使用料督促状の発行は企業局水道部に事務委任するが、この督促状の発行には新たな経費は発生しない」と説明。しかし貴職から事務委任を受け本件督促状を発行している企業局長は、本件督促状の作成・発送の経費は70.6円であるとしている。小松次長の説明が間違っていることは明らかである。間違いを前提として青森市下水道条例(以下「下水道条例」という。)の改正をし、「下水道使用料に係る督促手数料は徴収しない」としたためである。過ぐる下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当である。

なお、平成28年10月28日(金)企業局水道部総務課担当者に確認したところ企業局としては下水道使用料徴収事務の委任者である青森市長に対して下水道使用料督促状発行事務に係る費用を請求しているとのことである。下水道使用料督促状の発行には費用が発生しており、その費用については受任者企業局長は委任者青森市長へ請求しているのである。小松次長が「新たな経費は発生しない」と主張しているが、この小松次長の「新たな経費は発生しない」との主張は誤魔化し以外の何ものでもない。小松次長が企業局長から請求されている下水道使用料督促状発行費用を支払っていないので「新たな経費は発生しない」と主張しているのであれば最早何をか言わんやである。

督促状の発行に要した費用は原因者たる滞納者から徴収するのが原則であるにも関わらず、下水道使用料督促状に係る督促手数料を無料化し、その費用を企業局水道部に負担させている現状は違法・不当であり、このような違法・不当を看過している企業局長は青森市水道使用者に対する背任行為をはたらいていることに等しい。委任者たる青森市長がそれに要する費用を負担すべきである。そして青森市長は下水道使用



料滞納者から下水道使用料督促状の発行に要した費用を徴収すべきである。審査請求人は「市長・市長」と市長の責任を問うているが、市長がこのような細かいことが分かるはずがなく、下水道使用料徴収の実務上の責任者である小松次長及び、受任者である企業局長相馬政美氏の責任は大きい。小松次長の過ぐる説明により青森市に年間370万円以上(下水道使用料の毎月の滞納者数はおよそ4500人であるとのことであり、下水道使用料督促手数料を70円とすれば、70円×4500人×12月＝3780000円となる。)の損害を与えているものである。小松次長の故意か過失かは定かではないが、いずれにせよ間違った説明で青森市議会議員を過ぐる判断に導き可決した現行の青森市下水道条例は何らの正当性を有しないものであり、早急に現行の青森市下水道条例は改正すべきである。

- (2) 更にまた、平成28年12月27日に開催された総務企画常任委員会において奈良祥孝委員の質問に対して岸田耕司総務部参事(総務課長事務取扱)は「下水道の督促手数料は、これまでもずっと徴収していなかったものです。都市計画法上の下水道については、国の見解を見てみたときに、延滞金等とのからみもあって、督促手数料については徴収しない方が好ましいとの見解も一方でありました。これらも踏まえて、これまでも取っていないんですけど、きちんと条例の中で明記したほうがいいと、そういう誤解を生むことは好ましくないということで、昨年度、改めて下水道条例の中で規定したということになります。」答弁したが、この答弁は間違いである。過去の「青森市下水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書及び収支に関する調査」をみると平成17年度以降下水道使用料に係る督促手数料は徴収しているし、審査請求人が国土交通省に電話で確認をしたところ、国では「督促手数料については徴収しない方が好ましい」との見解を示したことはないとの回答であった。
- (3) 下水道使用料に係る督促手数料無料化のための下水道条例改正に関する青森市側の改正理由はいずれも事実と反することであり、現行の下水道条例が正当性を有しないことは明らかであり、このように違法な下水道条例に基づいた本件督促状は違法・不当なものであり、取り消されるべきものである。
- (4) 審査請求人は、再三にわたり下水道使用料督促状の違法性若しくは不当性について色々な場において主張・照会しているが、貴職は一切無視し、都合が悪くなるとこっそりと審査請求人の主張を取り入れ督促状の様式を修正し、恰も昔からそのようにしていたが如く振る舞う。卑怯極まりない。そして企業局長は委任されたことを下水道条例どおり実施しているので違法ではないと主張する。青森市役所の法令の番人である法規チームの責任者である岸田耕司総務部参事(総務課長事務取扱)までが小松次長の過ぐる説明の責任を隠蔽している現状は、驚くべきことである。そしてまた、それに荷担している受任者企業局長相馬政美氏の責任は大きい。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第31条の規定による口頭意見陳述の申立て

行政不服審査法第31条の規定により口頭意見陳述を申立てる。

審査庁である市長の見解

1 審査請求に係る処分の内容

平成28年11月分の下水道使用料に係る督促処分

2 審査庁である市長の見解

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものとする。

審理員意見書

平成 29 年 10 月 13 日

青森市長 小野寺 晃彦 殿

審理員 川村 敬貴



行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 三国谷 清一が平成 29 年 3 月 29 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料督促処分(平成 28 年 11 月分)に対する審査請求(平成 28 審査請求第 34 号)の裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 28 年 10 月 28 日から平成 28 年 11 月 26 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書(平成 28 年 11 月分。以下「納入通知書」という。)を、納入期限を平成 28 年 12 月 15 日として平成 28 年 11 月 29 日に審査請求人宛に郵送した。
- 2 この納入通知書に記載した納入期限から相応の期間が経過した平成 28 年 12 月 28 日時点において、納入通知書に記載した下水道使用料が完納されなかったため、処分庁は、収納が確認されていない旨等を記載した審査請求人宛の下水道使用料督促状(平成 28 年 11 月分。以下「本件督促状」という。)を、納入期限を平成 29 年 1 月 10 日として平成 28 年 12 月 28 日に審査請求人宛に郵送した。
- 3 審査請求人は、平成 29 年 3 月 29 日、青森市長に対し、本件督促状による処分の取消しを求める審査請求をした。

第 2 審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、下水道使用料に係る督促手数料無料化のための下水道条例改正に関する青森市側の改正理由はいずれも事実に反することであり、現行の下水道条例が正当性を有しないことは明らかであり、このように違法な下水道条例に基づいた本件督促状は違法・不当なものであり、取り消されるべきものである旨を主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条(企業局長への委任)の規定により「下水道使用料の徴収(地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。)及び還付に関する

ること」に係る事務を受任しており、本件督促状による処分は、地方自治法第 231 条の 3（督促、滞納処分等）及び青森市下水道条例第 30 条の 2（督促）の規定により行った処分である。

また、督促手数料の取扱いについての主張は、処分の違法性又は不当性に関与する事項ではないことから、処分を取り消す理由に当たらない旨を主張している。

第 3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成 17 年規則第 13 号。以下「規則」という。）第 6 条では、下水道使用料の徴収（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に関することに係る事務を企業局長に委任する旨規定している。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 231 条の 3 第 1 項では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨規定されている。
- (3) また、法第 231 条の 3 第 2 項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されている。
- (4) 青森市においては、青森市下水道条例（平成 17 年条例第 201 号。以下「条例」という。）第 30 条の 2 第 1 項で、市長又は市長の委任を受けた職員は、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発行しなければならない旨規定している。
- (5) また、条例第 30 条の 2 第 3 項で、督促手数料は、これを徴収しない旨規定している。

2 本件督促状による処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件督促状による処分については、規則第 6 条の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。条例第 30 条の 2 第 1 項では、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発行しなければならないとしている。

本件督促状による処分については、これらの規定に基づき行われたものであり、違法又は不当であるとはいえない。

- (2) 審査請求人は、下水道使用料督促状の発行に経費が掛かっているにもかかわらず、下水道使用料に係る督促手数料を徴収しないと規定した正当性のない条例に基づく本件督促状による処分は違法若しくは不当であると主張している。

法第 231 条の 3 第 2 項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されており、督促手数料を徴収するか否かは、普通地方公共団体の裁量に委ねられており、条例第 30 条の 2 第 3 項では、督促手数料を

徴収しない旨規定している。

したがって、審査請求人の主張は、本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

- (3) 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件督促状による処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。